平成２２年（フ）第２１１６６号
千葉県浦安市猫実２丁目25―17
破産者　宇田川幸子
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１７６号
東京都武蔵野市緑町２丁目６－８－907　武蔵野緑町二丁目第３アパート
破産者　齋藤美智子
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２２０号
東京都江戸川区春江町２丁目８－５
破産者　カン　モハメド　ナジュムル　イスラムこと　カーン　モハメド　ナジュムル　イスラム
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２３８号
東京都小平市花小金井１丁目９番22号
破産者　有限会社マジソン
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２７８号
東京都新宿区西新宿６丁目16番12号
破産者　株式会社スクエアシップ
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２７９号
東京都中野区弥生町２丁目41―３―301
破産者　新井　創滋
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３９号
東京都品川区二葉１丁目２－３―202、開始決定時の住所東京都品川区戸越５丁目１－１―1105
破産者　池田　亜紀（旧姓長澤）
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４０号
東京都江戸川区松本１丁目１番15号
破産者　株式会社仁喜
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４１号
東京都江戸川区松本１丁目27―11―Ｂ103
破産者　那須野喜美男
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４２号
東京都江戸川区松本１丁目27―11―Ｂ103
破産者　那須野喜恵子
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１３号
東京都大田区南雪谷２丁目３番10号
破産者　株式会社Ｚｅａｌ
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１４号
新潟県阿賀野市中央町２丁目11―14、開始決定時の住所東京都板橋区大谷口北町44―５―202
破産者　吉田　義夫
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３３号
東京都杉並区梅里２丁目１番15号
破産者　株式会社アド・インターナショナル
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３４号
東京都杉並区梅里２丁目１番15号
破産者　株式会社アドクリエイティブ
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４８０号
東京都大田区東糀谷６－９－６―301、住民票上の住所東京都大田区大森南２丁目12―５
破産者　蘆澤　菊紀
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５１６号
東京都港区北青山３丁目３番２号
破産者　株式会社ル・パリス
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５１７号
東京都大田区南雪谷１丁目18―４
破産者　田中　義久
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５７２号
東京都港区西麻布３丁目２番16号
破産者　イーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５７３号
埼玉県朝霞市三原３丁目26―１―211
破産者　荒木千賀子
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５９０号
東京都狛江市東和泉２丁目１番11号２Ａ
破産者　有限会社タオ
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５９１号
東京都江東区南砂２丁目16―３
破産者　関根　宏美
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６０２号
東京都北区東十条３丁目８番５号
破産者　有限会社トゥルース
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６０３号
東京都荒川区西尾久７丁目２－２
破産者　川添　裕起
1　決定年月日　平成23年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部